

令和
6年度

米粉の可能性は、
わたしたちの
食生活の未来です。

米粉需要創出・利用促進対策事業のうち

米粉商品開発等支援対策事業

三次公募期間 令和7年9月8日～令和7年9月29日



米粉の利用拡大には、小麦粉の一時的な代替ではなく、消費者ニーズに合った商品を製造することが重要です。このため、本事業では、米粉の特徴を生かした商品の開発・製造に必要な取組を支援します。

三次
公募期間

令和7年9月8日～令和7年9月29日

補助率 / 上限

- 1/2 (商品の市販段階における原材料費の支援は、大企業の場合 1/3)
- 採択1件あたりの補助上限は8,400万円、補助下限は100万円

支援対象の取組・対象者



食品製造事業者
又はこれらが組織する団体



飲食店
又はこれらが組織する団体



食品流通事業者

支援対象 経費例

米粉や米を原材料とする
商品開発とその
製造・販売に係る取組
※画像はイメージです

01



商品等開発費

02



**機械導入、
製造ラインの
変更・増設費**

03



包材資材費

04



商品PR費

05



**商品の市販段階に
おける原材料費**

詳しくはこちらをご覧ください

米粉商品開発等支援対策事業 公募サイト

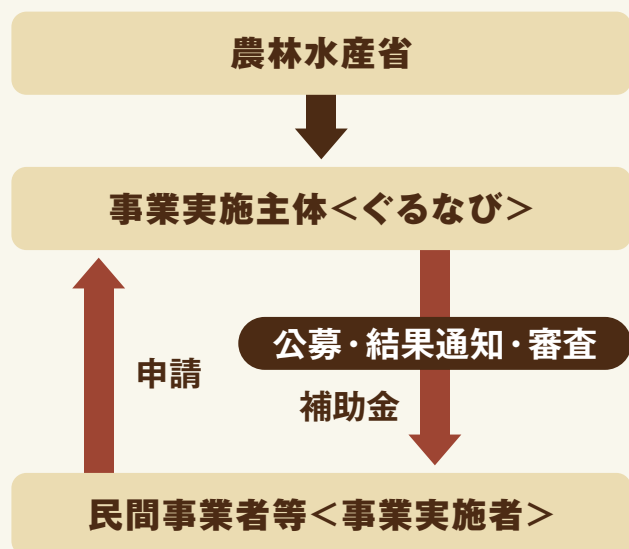
<https://komeko-koubo.jp>

多くの事業者の皆様からの申請をお待ちしています！

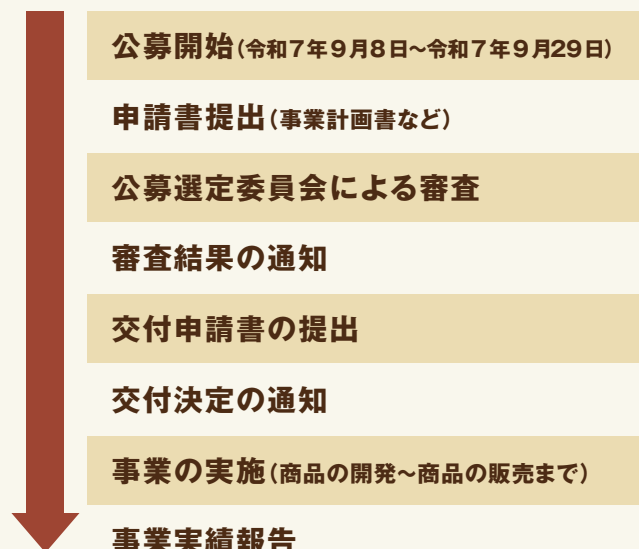
こちらの
二次元コード
からアクセス
できます



事業の全体像



事業の流れ



よくあるご質問

詳細はこちらから ▶



Q. 補助対象とならない経費はありますか。

建物等施設の建設、不動産の取得、他の助成事業の対象となっている事業、交付決定前に発生した経費等は、事業の実施に必要であっても補助対象となりません(交付決定前着手事業として承認を受けた経費を除く。)

Q. 既存商品のリニューアルでも対象となりますか。

リニューアルも対象となる可能性があります、
「米粉の使用量が増加している」「パッケージが刷新されている」等の条件がございます。

Q. 米粉を使用していれば、どんな商品でも対象となりますか。

米以外の穀類(小麦、トウモロコシや豆類)の代替とする場合は対象となりますが、加工用米の用途については対象外となります。加工用米の用途については、右記コードよりご参照ください。

Q. PR費は個社製品を宣伝するCM等も補助対象となるのですか。

本事業で開発された新商品のPR費のみが、補助対象となります。

Q. 市販段階の原材料費支援は、使用する全ての米粉が対象ですか。

市販段階における原材料費の補助対象は、増加する原料米穀及び米粉の使用量の分のみとなります。

お問合せ先

「米粉商品開発等支援対策事業」事務局
受付時間 月～金曜日(平日のみ10:00～17:00)

03-6303-9612